

令和2年7月豪雨による被災に伴う 医療保険制度の主な対応状況について

被災者の方の支援に関すること

1. 被保険者証等の提示が無い場合の受診の取扱い

被保険者証等を紛失した場合など、医療機関に提示できない場合であっても、氏名、生年月日等を申し出ることによって、保険により受診できることとした。

2. 一部負担金等の取扱い

災害救助法の適用対象地域に住所を有する一部の市町村国保・後期高齢者医療、全国健康保険協会または一部の健康保険組合等の被保険者であって、住家が全半壊、床上浸水した方等については、令和2年10月末まで、医療機関での窓口負担無しで受診できることとした。

主に被災地の医療機関等への配慮に関すること

1. 診療報酬の請求の取扱いについて

(1) 診療録等の滅失等の場合の概算請求

診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した場合、令和2年6月診療分については概算による請求を行うことができることとした。

(2) 請求書の提出期限の延長

被災した医療機関等について、令和2年6月診療分（7月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限を7月14日まで延長した。

2. 診療報酬の算定について

患者の急激な増加等に鑑み、診療報酬の算定について柔軟な取扱いを行うこととした。

(1) 医療法上の許可病床数を超過する入院の取扱い

被災者を受け入れたことにより医療法上の許可病床を超過する場合には、通常適用される診療報酬の減額措置を行わないこととした。

(2) 看護配置の変動に関する取扱い

被災者を受け入れたことにより、看護要員の比率等に変動があった場合でも当面、変更の届出は不要とした。

(3) 平均在院日数等の取扱い

被災者を受け入れたことにより、平均在院日数、「重症度、医療・看護必要度」、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合でも、当面、被災前から算定していた入院基本料を算定することとした。

(4) 本来の病棟でない病棟等に入院した場合の取扱い

原則として、当該患者が実際に入院した病棟の入院基本料等を算定することとした。

また、会議室等病棟以外の場所に入院させた場合には、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定することとした。

(5) 透析を目的とした他医療機関受診の取扱い

被災前から継続して入院している慢性透析患者であって、今般の被災により当該保険医療機関の透析設備が使用不可能となるなど真にやむを得ない事情がある場合には、当該患者が透析を目的として他医療機関受診を行った場合は、その日について入院基本料等の控除を行わないこととした。

(6) DPC 対象病院の要件等の取扱い

被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増した場合に、看護要員の数等の施設基準を満たさなくなった場合については、「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」には該当せず、届出は不要とした。また、DPC 対象病院等が提出する退院患者に係るデータについて、令和2年4月分、5月分及び6月分の提出期限を当分の間延長することとした。

3. 保険調剤について

(1) 記載事項が不十分な処方せんの取扱い

被災により被保険者証を保険医療機関に提示できなかったため、保険薬局が、保険者番号、被保険者証の番号、又は保険医療機関の記載がない処方せんを受け付けた場合であっても、加入保険、事業所名、処方せんを受け付けた場所等を被災者に確認することによって、保険調剤として取り扱ってよいこととした。

(2) 処方せんを持参できない場合の取扱い

被災地の保険薬局において、被災者が処方せんを持参できない場合であっても、交通の遮断等やむをえない理由により医師の診療を受けることができないと認められ、医師への電話等により処方内容を確認できる場合には、事後的に処方せんが発行されることを条件として、保険調剤として取り扱ってよいこととした。

主に被災地以外の医療機関への配慮に関すること

1. 診療報酬の算定について

被災地から患者を受け入れている医療機関の状況等に鑑み、診療報酬の算定について柔軟な取扱いを行うこととした。

(1) 医療法上の許可病床数を超過する場合の取扱い

被災者を受け入れたことにより医療法上の許可病床を超過する場合には、通常適用される診療報酬の減額措置を適用しないこととした。

(2) 看護配置の変動に関する取扱い

被災者を受け入れたことや、被災地に職員を派遣したことにより、看護要員の比率等に変動があった場合でも、当面、変更の届出は不要とした。

(3) 平均在院日数等の取扱い

被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当面、当該患者を除いて平均在院日数、「重症度、医療・看護必要度」、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を計算できることとした。

(4) 本来の病床でない病床等に入院した場合の取扱い

原則として、当該患者が実際に入院した病棟の入院基本料等を算定することとした。

(5) 透析を目的とした他医療機関受診の取扱い

被災地の保険医療機関に被災前から継続して入院している慢性透析患者の転院を受け入れた場合であって、当該被災地以外の医療機関の透析設備の不足等、真にやむを得ない事情により、当該患者が透析を目的として他医療機関受診を行った場合は、その日について入院基本料等の控除を行わないこととした。

(6) DPC 対象病院の要件等の取扱い

被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増した場合や、被災地に職員を派遣したことにより、看護要員の数等の施設基準を満たさなくなった場合については、「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」には該当せず、届出は不要とした。また、DPC 対象病院等が提出する退院患者に係るデータについて、令和2年4月分、5月分及び6月分の提出期限を当分の間延長することとした。